

学校法人相模女子大学
相模女子大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

相模女子大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 相模女子大学
理事長 風間 誠史
学 長 田畑 雅英
A L O 奥村 裕司
開設年月日 昭和 26 年 4 月 1 日
所在地 神奈川県相模原市南区文京 2-1-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		80
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

相模女子大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月14日付で相模女子大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「高潔善美」であり、短期大学の教育理念・理想を明確に示し、学園のスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」とともにウェブサイト等に掲載し、学内外に表明している。

地域・社会に向けた生涯学習事業や、地方公共団体等との包括連携協定による活動等を実施している。また、学生が正課外において主体的に取り組む社会貢献活動を「Sagami チャレンジプログラム」として制度化し、学生のキャリア形成を積極的に支援する体制を設けている。

短期大学及び学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき学則に定め、ウェブサイト等により学内外に公表している。また、企業等からの外部評価を実施し、教育目的・目標が地域・社会の要請に込えているかを定期的に点検している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に定められた食と栄養に関する専門的な知識や技能を身につけるとともに、実践する力を修得した栄養士となることとしている。

全学的な内部質保証を推進する組織として、内部質保証システムの運用や自己点検・評価に係る基本方針の策定等を審議する「質保証委員会」と、質保証委員会の方針に基づいて自己点検・評価を実施する「自己点検評価委員会」を設置し、点検・評価の結果は年度ごとに「相模女子大学短期大学部点検評価報告書」として公表している。

卒業認定・学位授与の方針には、卒業までに身につける能力・知識・技能が示されており、社会的・国際的な通用性を有している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。教育課程の見直しを定期的に行い、見直し後はその効果について検証を行っている。

入学者受入れの方針には、入学後に学習成果を獲得するために必要な資質を明示し、入試ガイド等に掲載している。入学者選抜は、入学者受入れの方針に基づき、公正かつ適切に実施している。

学習成果の獲得状況については、入学年度別のGPA獲得状況、進路・就職状況等の量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。また、学生の卒業後評価への取組

みとして、「卒業生進路先アンケート」等を実施し、その結果を基に学習成果の点検を行うなど、教育課程の改善や質の向上につなげている。

学習支援として、入学予定者に対し、入学前から入学後にかけて、ガイダンス等が行われている。また、在学中は、個々の学生の目的、理解度に合わせた学習上の配慮や支援などきめ細かな対応がなされている。学生の生活支援が、組織的かつ包括的に行われ、キャンパス・アメニティは、学校法人全体の規模や利点を生かし充実したものとなっており、学生生活の利便性が十分に図られている。さらに、学生の意見や要望を吸い上げる仕組みが機能しており、学生生活の向上につながっている。学生の就職支援が組織的に行われており、そのための設備や支援体制が充実している。

「求める教員像と教員組織の編制方針」に基づき、教員人事に関する規程及び教員人事計画を定め、教育課程編成・実施の方針に従って教員組織を編制しており、教員は適切に配置されている。専任教員の研究活動状況については、ウェブサイトにおいて公開している。FD 活動は規程に基づき、専任教職員を対象とした FD 研修会が実施されており、授業・教育方法の改善が図られている。

事務組織の責任体制及び業務分掌については、規程に基づき明確に定められている。また、職員には「職員研修規程」等に基づき SD 活動が実施され、資質向上を図っている。

ネットワーク環境の整備を計画的に進め、Wi-Fi 環境を充実させるとともに、技術者が常駐する「情報処理教室サポートデスク」を設置し、情報技術の向上に向けて学生や教職員を支援している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は建学の精神及び教育理念等を十分に理解し、学校法人の運営全般においてリーダーシップを発揮している。理事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、教学運営の最高責任者として学識と見識を有し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教授会は規程に基づき、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、毎年度監査計画を策定し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、教育情報をウェブサイトにおいて公表している。また、私立学校法に規定される財務情報を含めた学校法人の情報もウェブサイトにおいて公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「キャリア形成支援ポリシー」の下、学生が正課外において主体的に取り組む地域貢献活動の一環として、「Sagami チャレンジプログラム」が設けられており、授業と同様に「シラバス」を策定し、入学と同時に学生に配布し参加を促している。このプログラムには「マーガレットスタディ」という PDCA サイクルを設け、目標の達成度を確認し、自身の成長や課題を次の活動につなげることができ、キャリア形成にも資するものとなっている。また、教職員、卒業生や地域・企業関係者がアドバイザーとして学生を支援する仕組み「Sagami チャレンジプログラムアドバイザー制度」を構築しており、充実した活動が行われている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 全学生へのきめ細かな面談で現状把握に努め、また、クラウド型教育支援サービス「manaba」や学生専用のポータルサイト「さがみ就職支援ナビ」を活用し、個々人に応じた指導や支援が行われ、教員のみならず、事務職員も積極的に学生の学習成果獲得や進路支援等に取り組んでいる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 事務職員の資質や能力の向上に資する SD 活動が活発であり、全体・初任者・階層別等の研修が多岐にわたり行われている。また、部署ごとの課題解決を目的とした研修や、事務職員の個々の学習ニーズに応じて外部講座の受講料を助成する Off-JT も行われ、多様なニーズに応じた研修制度が設けられている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、学生及び教職員と直接コミュニケーションを図る場として「学長オフィスアワー」を年 2 回開催している。また、コミュニケーションの機会をできる限り確保し、様々な意見や要望を聞き、大学運営の活性化を図るとともに、「地域社会との連携の深化」、「ICT 活用教育の推進・学修成果の可視化」など 6 つの大学改革ワーキンググループを設置し、現代社会のニーズに応える大学改革を推進している。

[テーマ C ガバナンス]

- 部門別監査、併設各部監査、テーマ監査、フォローアップ監査等、充実した内部監査が年次監査計画書に基づき行われている。これらの内部監査において改善を求められた部署は遅滞なく改善のための措置回答書の提出及び改善の措置が義務付けられており、実効性のある監査が実施されている。また、監事、会計監査人、内部監査人が年に複数回一堂に会し、情報交換や意見交換を行う場を設けており、三様監査の充実を図り、ガバナンス向上に努めている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「高潔善美」であり、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。建学の精神は、ウェブサイト等に掲載し、学内外に表明し、自己点検・評価を通して定期的に確認している。

地域・社会に向けた生涯学習事業として公開講座を複数実施しており、地方公共団体、企業と包括連携協定を締結し、社会貢献活動を展開している。また、学園スローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」に基づき定めた「キャリア形成支援ポリシー」の下、学生が正課外において主体的に取り組む活動を「Sagami チャレンジプログラム」として制度化し、学生のキャリア形成を積極的に支援する体制を設けている。

建学の精神に基づき、学科の教育目的・目標を、「広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における『食』に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成する」と学則に定めている。教育目的・目標はウェブサイト等により学内外に公表され、「内部質保証に関する規程」に基づき企業等からの外部評価を実施し、地域・社会の要請に込えているかを定期的に点検している。

短期大学の学習成果を建学の精神に基づき定めるとともに、学科の学習成果は教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針に定められた食と栄養に関する専門的な知識や技能を身につけ、実践する力を修得した栄養士となることとしており、学内外に公表されている。

短期大学及び学科の三つの方針はそれぞれ関連付けられており、教授会や大学評議会等において組織的な議論を重ね、一体的に定められている。短期大学及び学科の三つの方針をウェブサイト等で学内外に表明し、入学から卒業に至るまでの各段階において、教職員が共通認識の下、教育活動を行っている。

全学的な内部質保証を推進するために、「内部質保証に関する規程」に基づき内部質保証システムの運用や自己点検・評価に係る基本方針の策定等を審議する「質保証委員会」を設置するとともに、質保証委員会の方針に基づいて自己点検・評価の実施に関する事項を審議・運営する組織として「自己点検評価委員会」を設置している。自己点検・評価は、半期ごとに行われ、結果は年度ごとに「相模女子大学短期大学部点検評価報告書」として公表されている。自己点検・評価の結果を「質保証委員会」にて検証し、改善を図っている。

る。

三つの方針及びキャリア形成支援ポリシーに基づき、アセスメントポリシーが定められている。アセスメントポリシーは、「質保証委員会」で定期的に検証されており、教育内容や学習環境等の向上・充実を図っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針には、卒業までに身につける能力・知識・技能が示されており、社会的・国際的な通用性を有している。卒業認定・学位授与の方針は、科会や教授会等において定期的に点検及び評価を実施している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき、「全学共通科目」と「専門教育科目」により構成され、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。また、各学期で履修登録できる単位数に上限を設け、単位の実質化を図っている。シラバスには、授業概要、成績評価等、必要な項目が明示されている。教育課程の見直しを定期的に行っており、見直し後はその効果について検証を行っている。

教養科目に該当する全学共通科目は、「建学の精神、本学の歴史などの知識を修得し、本学の学生であることの自覚を涵養するための科目」である「さがみ総合講座」を中心に、体系的に履修できるように配置されており、幅広く深い教養を培うよう編成されている。また、開講する専門教育科目の多くが栄養士資格取得のために必要な能力を育成するよう編成されており、職業教育に直結している。職業教育の効果については、栄養士の資格取得率や就職率等により測定・評価し、改善を図っている。

入学者受入れの方針には、入学後に学習成果を獲得するために必要な資質等を明確に示している。入学者選抜は、入学者受入れの方針に基づき、それぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正に実施されている。学生募集については、入試課に加えて、専任事務職員全員が室員となる「アドミッションズ・オフィス」を設置し対応している。入学者受入れの方針は、併設する高等学校を中心に意見を聴取し点検している。

学習成果の獲得状況については、入学年度別の GPA 獲得状況、「栄養士実力認定試験」の試験結果、進路・就職状況、「卒業年次生アンケート」等の量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。また、卒業認定・学位授与の方針に定める学習成果の達成度を可視化する取組みが令和6年度から始動しており、卒業認定・学位授与の方針に示す能力・知識・技能と科目の対応関係を基に、クラウド型教育支援サービスのポートフォリオ機能を活用し、それらの能力等の達成度を可視化させる仕組みになっている。

学生の卒業後評価への取組みとして、卒業生の進路先の人事担当者からの聴取や「卒業生進路先アンケート」等を通じて、卒業生の評価を把握している。また、「卒業生進路先アンケート結果」を基に学習成果の点検を行い、その結果を学長室会議で共有し、教育課程の改善や質の向上につなげている。

科目の学習成果は、シラバスの「授業の到達目標」及び「成績評価」を基に、「質的評価法」及び「量的評価法」により各科目担当者が適切に評価し把握している。優れた栄養士の養成に向け、教員組織内の綿密な連携により、学生の学習状況の把握と指導、授業内容

の改善が行われている。事務職員は、学生の提出物についての確認や指導だけでなく、学習成果の獲得状況を把握し、その向上に貢献している。

学習支援として、入学予定者に対して、入学前から入学後にかけて適切にガイダンス等が行われている。また、在学中も基礎学力や意欲の不足する学生、学習意欲の高い学生、それぞれに制度的な支援が用意されており、個々の学生の目的、理解度に合わせた学習上の配慮や支援など、きめ細かな対応がなされている。

学生の生活支援が、組織的かつ包括的に行われており、キャンパス・アメニティは、学校法人全体の規模や利点を生かして充実したものになっており、学生生活の利便性が十分に図られている。保健センターと学生相談室を中心に、学生の健康管理、メンタルヘルス支援をする体制が構築され、さらに、学生の意見や要望を吸い上げる仕組みが機能しており、学生生活の向上につながっている。

学生の就職支援が組織的に行われており、就職専用のポータルサイト「さがみ就職支援ナビ」を設け、求人、インターンシップの情報提供や面談予約の受付などを行っている。また、栄養士養成課程とは別にビジネス系の資格取得の支援を行っており、進学希望者の支援も含め、進路支援が包括的に行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員及び教授数は短期大学設置基準を満たしており、「求める教員像と教員組織の編制方針」に基づき教員人事に関する規程及び教員人事計画を定めている。教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を編制し、専任教員、助手及び非常勤教員を適切に配置している。専任教員の職位は、「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」に基づき決定している。

専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づき行われており、論文や活動報告は「相模女子大学紀要」を中心に多数掲載され、教育改善に生かされている。研究活動状況については、ウェブサイトにおいて公開している。また、研究倫理規程及び研究活動に係る不正防止規程を定め、研修会等の受講などによりコンプライアンス教育や研究倫理教育を実施している。FD活動は規程に基づき、専任教職員を対象としたFD研修会や非常勤教員を含む授業参観等が実施されており、授業・教育方法の改善が図られている。また、専任教員は関係部署と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう努めている。

事務組織の責任体制及び業務分掌については、規程に基づき明確に定められている。業績評価は、毎年度、組織目標（部署単位）を基に設定した個人目標に照らして行い、その達成状況について四半期ごとに面談を重ねながら確認・評価しフィードバックしている。また、事務職員に対するSD活動は「職員研修規程」等に基づき実施し、その資質向上を図っている。事務職員は事務をつかさどる専門的な職能を有し、また能力や適性を十分に発揮できる環境が整えられている。

教職員の就業は規程を整備し、学内のネットワークシステム等を通じて教職員に周知するとともに、規程に基づき適正に管理されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うために必要な講義室等の教室や機器・備品等は適切に整備されている。ま

た、図書館も、蔵書量、座席数などが充実しており、教育課程編成・実施の方針に基づいた参考図書、関連図書が整備されている。

固定資産、消耗品、貯蔵品等の管理に関する規程については、財務諸規程に含め整備している。火災・地震対策、防犯対策のための規程を定め、施設設備を点検・整備し、毎年新入生に対する防火・防災訓練を実施するなど定期的な点検・訓練が行われている。また、コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、ウィルス対策ソフトウェアをインストールするなどの対策がなされている。

ネットワーク環境の整備を計画的に進め、Wi-Fi 環境も充実しており、利便性の向上を図っている。また、情報技術の向上に関しては、技術者が常駐する「情報処理教室サポートデスク」を設置し、学生や教職員をサポートしている。情報処理教室や CALL 教室の整備をはじめ ICT 機器の整備も進み、教員に対しては、クラウド型教育支援サービスの活用トレーニングとして利用方法に関する説明及び体験会を実施している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念等を十分に理解し、各設置学校の課題や教職員の要望を的確に把握しながらリーダーシップを発揮しており、学校法人の発展に寄与している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事は、建学の精神を理解し、学校法人の健全な運営について学識及び識見を有しており、寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は教学運営の最高責任者として、学識と見識を有している。また、学長の選考及びその職務と権限について諸規程が整備され、学長はそれらの規程に基づき職務遂行に努めている。教授会は規程に基づき、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。学長は教授会が意見を述べる事項について周知しており、教授会は学生の入学、卒業、学位の授与などの重要事項について審議し、それを受けて学長が決定するシステムが確立している。

監事は、毎年度監査計画を策定し、組織単位で定期的実施されるヒアリングを通して学校法人全体の業務執行状況等の把握に努めるとともに、会計監査人及び内部監査人との情報交換や意見交換等により連携を図るなど、適切に監査を行っている。また、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書及び監事監査結果報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。また、評議員会は私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

学校教育法施行規則に基づき、教育情報をウェブサイトにおいて公表している。また、私立学校法に規定される財務情報を含めた学校法人の情報もウェブサイトにおいて公表・

公開している。